

《持続化給付金についてのお知らせ》

「**持続化給付金**」とは・・・感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために支給するものです。令和2年6月29日付で持続化給付金申請規定等が改正され、給付要件に合致する事業主（請負・委任で就業している会員）も給付を受けることができるようになりました。

しかしながら、給付対象の要件は非常に厳しく、対象になる会員の方は、極少数になると思われます。

給付の対象は、※下記の要件①～⑤を全て満たしていることが条件となります。また、個人申請となりますので、各自で電子申請をおこなっていただくことになります。

詳細の問い合わせは「**持続化給付金コールセンター**」(TEL:0120-115-570)まで。

※請負・委任で就業している会員で、下記の要件①～⑤を全て満たす方が対象になります。

※(参照)裏面に簡易判断シートがあります。

- ①税務申告(確定申告又は住民税の申告)をした事業者(会員)。
- ②2019年以前から請負契約に基づき収入がある方で、**この収入を主たる収入**として、雑所得又は給与所得で確定申告し、今後も事業継続する意思があること。
- ③2020年1月以降、コロナウィルス感染症拡大等の影響等により、2019年の月平均の業務委託契約等収入に比べて、50%以上減少した月があること。
- ④2019年以前から被雇用者、または被扶養者でないこと。
- ⑤2019年確定申告において、事業所得に係る収入がないこと。

※確定申告に関してわからない事は税務署へお問合せください。

※持続化給付金の申請期間は**令和3年1月15日**までです。

※現時点で申請は、**電子申請のみ**となっています。

持続化給付金の申請用ホームページ(<https://jizokuka-kyufu.jp>)から申請をおこなってください。

申請サポート会場が開設されています。電話で事前予約を行ってください。

【申請サポート会場 TEL】

TEL:0570-077-866

- ★ 持続化給付金申請は、会員自身が行うものです。必要書類(配分金の支払い証明書等)の発行については、事務局へ来所またはお電話で担当職員へお問合せください。

裏面をご覧ください。

令和2年6月29日
要件が緩和されました！

持続化給付金対象者かどうか？簡易判断シート

